

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 7 年 1 月 2 6 日提出

長岡市・与板町合併協議会
会長 森 民 夫

地方税の取扱い

長岡市の制度に統一する。

ただし、固定資産税、都市計画税の納期及び都市計画税の税率については次のとおりとする。

1 固定資産税、都市計画税の納期

合併年度は現行どおりとし、その翌年度から長岡市の制度に統一する。

2 都市計画税の税率

合併年度及びそれに続く 2 か年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定により、不均一の課税をする。

なお、この場合、合併年度及びそれに続く年度は現行どおりとし、その翌年度は調整した税率とする。